

ノルトライン＝ヴェストファーレン州高等行政裁判所 (5 A 294/16)

【日付】 2018年8月7日

【裁判所】 ノルトライン＝ヴェストファーレン州高等行政裁判所

【合議体】 第5部

【決定の種類】 判決

【事件番号】 5 A 294/16

【ECLI】 ECLI:EN:OVGNRW:2018:0807. 5A294. 16. 00

【原審】 ケルン行政裁判所 (20 K 7847/13)

【キーワード】 差別禁止、「レイシャルプロファイリング」、立証責任

【適用法令】 基本法 (GG) 第3条第3項第1文 行政訴訟法 (VwGO) 第113条第1項第4文 連邦警察法 (BPoIG) 第23条第1項第1号

【指導原則】

1. 異議を唱えられた措置が通常極めて短時間で完了するため、確認の利益がなければ裁判所での審査が不可能である場合には、基本法第19条第4項第1文に基づき、訴訟継続の利益があるものとみなされる。
2. 連邦警察法 (BPoIG) 第23条第1項第1号に基づく身分確認には、危険の疑いがあれば十分である。
3. 基本法第3条第3項第1文に基づき一般的に禁止される差別は、措置が他の動機とともに「理由の一つ」としてその特徴に因果的に関連している場合にも存在する。
4. この点において、憲法上の権利保護のために正当化の可能性が存在する。ただし、基本法第3条第3項第1文に基づく特徴との関連がスティグマ効果をもたらす可能性があるため、基本権侵害の正当化にはより厳格な要件が課される。
5. そのような特徴を根拠として用いる当局には、立証責任がより重く課せられるため、対立する憲法上の権利を保護するためにこの考慮が必要である。
6. 標準的な警察措置において、肌の色のみに基づく関連付けは、原則として正当化されない。

【法的効力】 本判決は法的拘束力を有する。

【主文】

ケルン行政裁判所が2015年12月10日付で下した判決のうち、訴えを棄却した部分を変更する。

被告の職員が2013年11月12日に原告に対して身分証明書の提示を求めた行為が違法であったことを確認する。

訴訟費用は、第一審及び控訴審ともに被告が負担する。

本判決は、費用に関して仮執行することができる。被告は、原告が費用の110%の担保を提供しない限り、判決に基づいて執行される金額の110%に相当する担保を提供することで執行を回避することができる。

上訴は許可されない。

【事実関係】

1. 事実：
2. 本件は、2013年11月12日にC中央駅で行われた原告の身分確認措置の適法性を巡る紛争である。原告は当時38歳で、ドイツ国籍を有し、肌の色が黒色であった。
3. 2013年11月12日午後10時頃、原告は当時のパートナーであり弁護士である証人B. L.を迎えるため、C1中央駅に入場した。原告がC1中央駅に入場した際の具体的な行動については、当事者間で争いがある。被告の職員である警察官POK NおよびPHM Xは、原告の様子を観察し、原告がホールで待機していた際に接近した。POK Nが身分証明書の提示を求めたところ、原告はその理由を尋ねた。これに関連して、措置の理由と適法性についての議論が生じ、原告のパートナーも加わり、人種差別であるとの主張がなされた。POK Nは身分証明書の提示を求め続け、原告およびパートナーは警察官の身分証の提示を要求した。しかし、POK Nは身分証を所持していなかったため、一行はC1中央駅の警察署に向かい、そこで原告は個人情報の記録なしに身分証を提示した。POK Nも自身の身分証を提示した。
4. 2014年12月18日、原告は当該警察官に対して監督機関へ苦情を申し立てた。
5. 同日、原告は身分確認措置の違法性を確認する判決を求める訴訟を提起した。原告は、情報自己決定権が不当に侵害されたと主張した。原告は、身分確認を正当化するような行動はしていないと主張し、特に警察官の主張に反して、彼らの前を通過する際にフードを顔にかぶせたことはなく、髪が濡れていたため駅構内に入る際にフードをかぶっただけであったと述べた。また、エレベーターシャフトの後ろで警察官の視線を避けようとしたこともなかったと主張した。この確認措置は、もっぱら原告の黒い肌の色に基づいて実施されたものであり、これは警察官と原告およびそのパートナーとの会話からも明らかであった。警察措置を正当化するために肌の色を根拠とすることは、基本法第3条第3項第1文に違反する差別であると主張した。

6. 原告の請求：

7. 2013年11月12日に被告の職員によって行われた身分確認措置が違法であることの確認を求める。

8. 被告の反論：

9. 訴えの棄却を求める。

10. 被告は、C1中央駅で発生した多くの犯罪は、20代前半から30代半ばの北アフリカ（モロッコ、アルジェリア、チュニジア）出身の男性によって行われたとの情報があると主張した。また、連邦警察法（BPolG）第12条第1項第2号に関連する不法入国に関する犯罪もこの駅で発生していると述べた。さらに、2013年にはドイツ国内でイスラム過激派の移動が増加しており、その一部はCに滞在していたとされた。C中央駅は、イスラム過激主義に関連する連邦警察の措置に関する「指令第5号」に基づき使用されているが、以前の指令第1号とは異なり、恒常的な危険対象とはされていない。ただし、同駅は、危険地域として指定されたFおよびEの主要駅の間に位置している。さらに、C中央駅では、麻薬法違反が黒い肌の加害者によって多く行われていると主張した。

11. これらの一般的な認識を踏まえ、2013年11月12日の夜における原告の行動は、身元確認を行うに足る十分な根拠があった。原告は警察官を見かけた際、ジャケットのフードを頭にかぶり、警察官の前を通り過ぎる際にさらに顔を覆うように引き下げた。その後、エレベーターシャフトの後ろで立ち止まった。この行動は、原告が警察官から隠れようとしている印象を与えた。この行動により、POK N. は原告に接近することを決定した。POK N. が原告に身分証明書の提示を求めた際、原告はすぐに「なぜですか？」と応答した。POK N. は、C中央駅における一般的な状況およびそこで発生している犯罪について言及し、その一部が北アフリカ出身の者によって行われていること、さらにシリアおよび北アフリカ地域からの不法入国事案が増加していることを述べた。

12. 2015年4月23日にケルン行政裁判所で開かれた公判において、裁判所は原告の陳述を聴取し、弁護士L.、POK N. およびPHM X. を証人として尋問した。

13. 当事者がさらに口頭弁論を行う権利を放棄した後、ケルン行政裁判所は2015年12月10日付の判決において、2013年11月12日に被告の職員によって行われた身分確認措置のうち、警察署で原告の身分証明書が確認された部分については違法であると認定した。それ以外の部分については訴えを棄却した。

14. 裁判所は以下の理由を示した。本件訴訟は、訴訟継続の利益に基づく確認訴訟として適法である。しかしながら、訴えは一部のみ正当とされた。C中央駅における原告への身分確認の要求は、連邦警察法（BPolG）第23条第1項第4号に基づき適法に行われたものである。特に、駅構内で人や財産に直接的な危険を及ぼす犯罪が行われる可能性があるとする事実が存在していた。この点において、被告はC中央駅における財産および麻薬犯罪に関する十分かつ理解可能な事実を提示した。連邦警察法第23

条第1項第4号が求める原告に対する措置の必要性は、原告の行動から導き出されたものである。この点について、行政裁判所は、原告の疑わしい行動を一貫して理解可能に説明した警察官の証言を信用した。原告の主張はこれらの証言を覆すに足るものではなかった。また、原告が自らの行動を具体的に説明したのが初めて公判の場であったことも理解し難いとされた。原告がどちらの入口から駅に入ったかに関する証言も信用性に欠けるとされた。裁判所は、原告が警察官による視線に反応して、無意識のうちに警察官が述べた行動を取ったものと推定した。

15. 判断の誤りは認められなかった。原則として、警察官が状況認識および当該人物の行動に加えて、外見的特徴や肌の色を考慮することは問題とはならない（本件においてもこれが前提とされる）。特に、特定の出身国の者によって犯罪が行われているという認識がある場合、これが基本法第3条第3項に違反するものではない。ただし、当該人物の肌の色が唯一の決定的な基準であってはならない。本件においては、そのような前提は認められなかった。
16. また、被告が本件措置を連邦警察法第23条第1項第1号に基づいて行ったことも適法であるとされた。さらに、原告の主張に反して、連邦警察法第22条第1a項に基づく措置は意図されていなかったことが指摘された。同条は質問権を規定しており、質問に基づく必要性が生じた場合に限り、付随的措置として身元確認を認めている。しかし、本件ではそのような質問は行われておらず、また不法入国の防止や阻止を目的とした措置でもなかった。警察官は原告が駅の外から入場したことを一致して認識していたからである。
17. しかしながら、警察署で原告の身分証明書が確認された部分については違法であった。駅構内での会話後には、これを正当化する危険の疑いはもはや存在していなかった。
18. 2017年11月17日、控訴審において原告の訴えは認められ、その主張がさらに拡充された。原告は、行政裁判所の判断に反して、本件措置は連邦警察法第22条第1a項にのみ基づいて行われたものであると主張した。警察官自身の説明によれば、本件措置は特に不法入国の防止を目的としていた。この点は、措置が単に身分証明書の提示で終了したことも一致する。また、最初に質問が行われなかったという理由で連邦警察法第22条第1a項に基づく措置を否定することは説得力に欠ける。仮に警察官が第22条第1a項に基づいて行動していた場合、その要件が満たされていなかったとしても、同条が依然として行動の根拠であることに変わりはない。
19. 原告は、
20. 2015年12月10日付ケルン行政裁判所の判決のうち、訴えを棄却した部分を変更し、2013年11月12日に被告の職員が原告に対して身分証明書の提示を求めた措置が違法であったことを確認するよう求めている。
21. 被告は、
22. 控訴の棄却を求めている。

23. 被告は争点となっている判決を擁護し、本件措置は連邦警察法第23条第1項第4号および第1号に基づいて適法に行われたと主張した。原告の肌の色は身元確認の唯一の根拠ではなく、むしろ原告の目立った行動が決定的な要因であった。したがって、平等取扱いの原則に違反することはないとされた。また、被告は十分に理解可能で検証可能な事実を提示した。
24. 本件事実および争点の詳細については、裁判所の記録内容に基づくものとする。
25. 【判決の理由】
26. 原告の控訴は認められ、行政裁判所の判決のうち争点となった部分について変更がなされる。
27. 本件訴訟は適法であり（1.）、また、被告の職員が原告に対して駅構内で身分証明書の提示を求めた点についても正当化されない（2.）。警察署での身分証確認の違法性については、すでに行政裁判所によって法的に確定しており、もはや本件の審理対象ではない。
28. 1. 本件訴訟は、行政訴訟法第113条第1項第4文に類する訴訟継続の利益に基づく確認訴訟である。原告に対する身元確認の要求は、行政行為を構成する。
29. （参考：Rachor, Liskén/Denninger, Handbuch des Polizeirechts, 第5版, 2012年, E, 48段落以下；Pieroth/Schlink/Kniesel, POR, 第9版, 2016年, 第12章, 11段落）
30. この行政行為は、被告による強制措置を伴うことなく、原告が課せられた義務を履行したことにより終了した。
31. 原告は、行政訴訟法第113条第1項第4文に基づき、違法性確認の利益という正当な利益を有する。基本法第19条第4項第1文によれば、争点となる措置が通常短時間で完了し、訴訟継続の利益が認められなければ裁判所での審査が困難な場合、違法性確認の利益が認められる。
32. （参考：連邦行政裁判所（BVerwG）2013年5月16日判決 - 8 C 14.12 -, OVG NRW 2017年12月12日判決 - 5 A 2428/15 -）
33. 身元確認措置は、通常短時間で完了するため、これに該当する。
34. 2. 本件控訴は理由がある。2013年11月12日に行われた身分確認措置は、駅構内での身分証提示要求を含め、全体として違法であり、原告の権利を侵害した。
35. a) 連邦警察法第23条第1項第1号に基づく身元確認の法的要件は満たされていた。この規定により、連邦警察は危険を防止するために個人の身元を確認することができる。

36. aa) 警察官は、連邦警察法第14条第2項第1文に基づく公共の安全または秩序への脅威を防止するために行動した。この脅威は「危険の疑い」という形で存在していた。
37. この「危険の疑い」は、他の警察法における同様の権限根拠においても十分とされる。客観的な状況に基づき、警察が危険の存在を可能性として認識しているが、確信を持ってない場合に該当する。事実に基づく危険の疑いがある場合、警察はさらに事実を調査し、状況を明らかにするために必要な措置を取る権限を有する。
38. (参考：ラインラント＝プファルツ州高等行政裁判所 (OVG) 2013年1月24日判決 - 7 A 10816/12 -, ベルリン＝ブランデンブルク州高等行政裁判所 2012年6月6日決定 - OVG 1 N 28.11 -, Drewes/Malmberg/Walter, BPolG, 2015年, 第23条第15段落、Keller, Schütte/Braun/Keller, PolG NRW, 第12段落)
39. 身元確認措置において、質問や身分証明書の提示要求を通じて、特定の危険を直接防止するのではなく、事実関係を明確にすることでさらなる危険防止を可能にすることが特徴である。
40. (参考：Rachor, Liskén/Denninger, Handbuch des Polizeirechts, 第5版, 2012年, E, 327段落以下)
41. 担当警察官は、危険の存在に関する疑いを持つに足る根拠を確認することができた。C1中央駅で発生する多数の犯罪、および原告が目立った行動（フードを被り、エレベーターシャフトの後ろに隠れるような行動）は、警察官が原告が身元確認を避けようとしていると考えるに十分なものであった。事前の状況から、原告が犯罪行為を企図または隠蔽しようとしている可能性があるという印象を与えるものであった。
42. この点において、裁判所は行政裁判所による証拠評価を支持する。原告がそのような行動を取ったことは、警察官の一貫した証言に基づいて確認された。特に、原告が警察官の視線に反応して無意識のうちに行動した可能性が指摘されている。この証拠評価に疑義を抱く理由はない。
43. (参考：Blanke, Sodan/Ziekow, VwGO, 第4版, 2014年, § 128, 第9段落)
44. 控訴審において、原告は証人尋問を再度行う必要性を裏付ける新たな証拠を提出していない。原告は、公判において、警察官が被告の代理人と事前に会っていたことが証拠評価の欠陥であると主張したが、裁判所はこれに同意しなかった。この会合があったという事実だけでは、証言の信憑性を否定するには不十分である。原告は、警察官間で実際の事実と異なる合意があったことを示す具体的な証拠を示していない。
45. bb) 原告は、連邦警察法第17条に基づく措置の対象者となる可能性があった。
46. cc) 身分証明書の提示要求は、連邦警察法第15条第1項の意味においても必要な措置であった。原告は、警察官が滞在目的について質問し、その後必要に応じてパート

ナーと一緒に待機すべきであったと主張するが、これは関連性のない議論である。そのような対応は、同等に適切で侵害の少ない手段ではなかった。連邦警察法第23条第3項第1文および第2文は、質問と身分証明書提示要求との間に優先順位を定めていない。両者は異なる目的を持つため、同等に適切であるとは言えない。また、このような措置がより少ない侵害であったとする明確な根拠も示されていない。個人の状況によっては、駅構内に入場した目的についての質問は、身分証提示要求と同様に侵害的に感じられる可能性がある。後者の措置は情報自己決定権への干渉を構成するが、前者の場合も市民は国家によって行動が監視されていると感知することがある。原告が指摘するスティグマ効果に関しても、警察官による質問が身分証提示要求よりも少ない影響を与えるとは考えにくい。

47. b) しかしながら、この措置には裁量権の行使に誤りがあり、基本法第3条第3項第1文に違反していた。
48. aa) 連邦警察法第23条第1項第1号に基づく裁量権の行使においては、法が指針とする効果的な危険防止の原則だけでなく、憲法の価値観、特に基本権も考慮する必要がある。
49. (参考: Sachs, Stelkens/Bonk/Sachs, VwVfG, 第9版, 2018年, 第85段落以下; Pieroeth/Schlink/Kniesel, POR, 第9版, 2016年, 第10章, 第5段落以下; Wagner, DÖV 2013, p. 113 (115))
50. 基本法第3条第3項第1文によれば、いかなる者も性別、出身、人種、言語、故郷および出自、信仰、宗教的または政治的見解に基づいて差別され、または不利益もしくは利益を受けることはない。この憲法規定は、基本法第3条第1項に規定された一般的平等原則を具体化し、立法者および行政機関の行動範囲に明確な制限を設けるものである。
51. (参考: 連邦憲法裁判所 (BVerfG) 1992年1月28日判決 - 1 BvR 1025/82 ほか -, 2008年6月18日決定 - 2 BvL 6/07 -, 1967年4月11日決定 - 2 BvL 3/62 -)
52. 一般法第3条第3項第1文に基づき禁止される差別は、措置がその特徴に因果的に関連している場合、すなわち複数の動機の一つとして(「～であるために」)その特徴が支えとなっている場合にも存在する。
53. (参考: 連邦憲法裁判所 (BVerfG) 2011年4月28日決定 - 1 BvR 1409/10 -)
54. したがって、動機の中で肌の色を考慮することは、基本法第3条第3項第1文で禁止される特徴に基づく取り扱いを構成する。
55. (参考: ラインラント＝プファルツ州高等行政裁判所 (OVG) 2016年4月21日判決 - 7 A 11108/14 -, Liebscher, NJW 2016, p. 2779 (2781))
56. これは、問題のある動機が明らかに決定に無関係であり、すなわちその要素がなくても同じ決定が下されたことが明白でない限り、常に適用される。ただし、理論的

にその特徴がなかったとしても合法的に同じ決定が下されていたかどうかを考慮する必要はない。これは、裁量権行使の誤りに関する一般的な法理に一致する。

57. (参考：Ruffert, Knack/Henneke, VwVfG, 第10版, 2014年, 第40条, 第53段落；Wolff, Sodan/Ziekow, VwGO, 第4版, 2014年, 第114条, 第177段落)
58. 例外的に、基本法第3条第3項第1文に列挙された権利に関連する場合、また他の無条件に保証された基本権の場合と同様に、厳格な比例性のテストに基づいて正当化されることがある。
59. (参考：連邦憲法裁判所 (BVerfG) 1992年1月28日判決 - 1 BvR 1025/82 -, 2005年10月25日決定 - 2 BvR 524/01 -, 2011年4月28日決定 - 1 BvR 1409/10 -, 2008年11月7日決定 - 2 BvR 1870/07 -, Osterloh/Nußberger, Sachs, GG, 第7版, 2014年, 第3条第254段落；Langenfeld, Maunz/Dürig, GG, 第79版, 2016年12月, 第3条第3項第73段落；Jarass, Jarass/Pieroth, GG, 第14版, 2016年, 第3条第135段落；Kischel, Epping/Hillgruber, BeckOK GG, 第33版, 2017年6月1日現在, 第3条第214段落)
60. 本件において争点となっている標準的な警察措置において、肌の色との排他的な関連付けは、原則として正当化され得ない。これは、基本法第3条第3項第1文に規定された禁止事項を無効化するものであるためである。特別な構成において例外が認められるか否かについては、本件で判断する必要はない。
61. (参照：性別に関連付けられた規定の正当化については、BVerfG 1992年1月28日判決 - 1 BvR 1025/82 ほか -, juris, 第55段落。人種に関連付けた正当化の可能性について批判的な見解としては、Drohla, ZAR 2012, 411 (414)；Kischel, BeckOK GG, 第33版, 2017年6月1日現在, 第3条第214.1段落。欧州人権条約第14条の下での肌の色に基づく関連付けの正当化不可能性については、ECtHR 2005年12月13日判決 - 55762/00 ほか、Timishev v. Russia -, 第58段落、および2007年11月13日判決 - 57325/00, D.H. 他 v. チェコ共和国 -, 第176段落 = NVwZ 2008, 533 (534))
62. ただし、肌の色との関連付けが複数の動機の一つである場合には、標準的な警察措置について正当化の余地が存在する。
63. (参照：Krieger, Schmidt-Bleibtreu ほか, GG, 第14版, 2018年, 第3条第63段落；ラインラント＝プファルツ州高等行政裁判所 (OVG) 2016年4月21日判決 - 7 A 11108/14 -, juris, 第106段落、および欧州人種差別および不寛容に対する委員会の「一般政策勧告第11号」)
64. ただし、基本法第3条第3項第1文に基づく差別禁止の特別な重要性を踏まえると、憲法上の保護される利益と対立する利益が存在することが必要である。特に、市民の生命・身体および財産を第三者による不法な侵害から保護するという国家の義務が考慮される。この場合、基本法第3条第3項第1文の価値および行政機関ならびに警察当局がその任務を効果的に遂行するために必要とされる評価裁量の範囲を考慮し、両者の間で適切な均衡を図る必要がある。

65. (参照：BVerfG 2006年4月4日決定 - 1 BvR 518/02 -, juris, 第88段落、第91段落以下)
66. また、基本法第3条第3項第1文に基づく特徴との関連付けは、ステイグマ効果をもたらす可能性があるため、基本権への侵害の正当化にあたっては、より厳格な要件が課される。
67. (参照：BVerfG 2006年4月4日決定 - 1 BvR 518/02 -, juris, 第111段落以下)
68. 以上のことから、特定の外見的特徴を有する犯罪者グループについて信頼できる指標が存在する場合には、警察活動においてその特徴を複数の動機の一つとして考慮することが可能である。ただし、このような関連付けを主張する当局には、より厳格な立証責任が課される。この立証責任の履行は、効果的な危険防止のために必要とされ、二つの憲法上の利益の実質的な調和を確保するものである。
69. (参照：Krieger, Schmidt-Bleibtreu ほか, GG, 第14版, 2018年, 第3条第63段落)
70. 差別禁止の重要性を踏まえ、この厳格な立証責任は単なる主張だけでは満たされない。しかし、当該分野における信頼できるデータの提示が困難であること、特に肌の色に基づく犯罪者の記録が再び差別禁止に違反する可能性があることを考慮する必要がある。このため、要件が過剰に厳格であってはならない。警察当局は、対象地域や状況に関連する報告書等に基づき、特定の対象グループにおける犯罪傾向の増加を示す必要がある。少なくとも、具体的な事実に基づいて裏付けられた主張が求められる。統計データの追加的使用が考慮され得るか否かについては、本件で判断する必要はない。ただし、統計データの作成時に偏見を再生するような歪曲効果が排除されていることが前提となる。
71. bb) これらの基準に照らして判断すると、本件の警察措置は違法である。この点について、裁判所は行政裁判所の判断に同意し、原告の肌の色が身元確認の決定要素の一つであったことを認定する。行政裁判所は、警察官の書面による陳述および証言に基づいて判断しており、これらから原告の肌の色が重要な要素であったことが明らかである。この事実認定に疑義を抱く理由はない。被告自身もこの関連性を否定していない。
72. 白人であった場合にも同様の身元確認が行われたかどうかについての証拠は示されておらず、肌の色との関連付けが重要な要素であったことは否定できない。証人PHM Xは、原告の行動がある程度確認を誘発したと述べているが、最終的には同僚が確認を実施する決定を下したことから、確認が肌の色と無関係であったとは言い難い。
73. 被告は、原告の肌の色と犯罪行為を関連付けることを正当化するに足る証拠を提示していない。被告は、鉄道駅で発生するスリ事件の大半がマグレブ諸国出身の男性（20代前半から30代半ば）によるものであると主張しているが、これを裏付ける具体的なデータは示されていない。列車内での窃盗事件についても、北アフリカ出身者が多数の容疑者として挙げられているが、黒人アフリカ出身者も含まれているとされる。また、当時は不法移民の増加も見られたとされている。さらに、C市にはサ

ラフィストの活動があり、その関連で移動が増加していたとされる。C中央駅周辺には麻薬および飲酒に関連する集団が存在し、麻薬取引は主に北アフリカおよび黒人アフリカ出身の加害者によって行われていたと主張されている。しかし、被告は警察の犯罪統計を提出したものの、当時の状況報告書や具体的な事実を裏付ける資料の有無については明確にされていない。

74. 被告の主張は、必要とされる立証責任を果たすには不十分である。提出された「C市における犯罪統計」によれば、2012年から2013年にかけて特定の犯罪件数が増加したことが示されているが、外国人犯罪者による犯罪の割合が大部分を占めていることを示すものではない。被告は他の文書を提出しておらず、統計データはC中央駅で発生した犯罪の一部しか反映していない。このため、外国人加害者による犯罪が全体の3分の2を占めているとの主張を裏付けるものではない。また、被告の「窃盗事件が平均を大きく上回っている」という主張も、基準となる比較対象が明示されておらず、平均を上回る窃盗件数と外国人犯罪者との関連性についての説明も欠如している。
75. 北アフリカ出身の犯罪者による犯罪率の増加に関する主張も立証されておらず、原告のケースとは関連性がない。原告はドイツ国籍を有しており、トリニダード・トバゴで生まれ、父親はナイジェリア出身、母親はオーストリア出身である。被告は、事件発生時に状況報告書やその他の記録が存在していたかどうか不明であると述べているが、これは被告に不利に働く。なぜなら、被告が肌の色に基づく標準的な警察措置を正当化しようとするのであれば、その期間における基礎情報を保持している必要があるためである。本件では、事件発生から約5週間後に原告が訴訟を提起しており、行政行為の違法性確認訴訟は原則として1年以内に提起され得るものである。
76. (参照：BVerwG 1999年7月14日判決 - 6 C 7.98 -, juris, 第19段落以下。行政行為が訴訟提起前に完了した場合の確認訴訟におけるVwGOの期限規定の不適用、および除斥期間の法理の適用について)
77. 被告が挙げたその他の要素も、原告の肌の色との関連付けを正当化するものではない。列車内での窃盗に関しては、前述のとおり同様のことが適用される。これらの犯罪が「黒人アフリカ人によっても」行われているという主張は、全く無意味である。一般的な生活経験からすれば、スリを行わない人口集団はほとんど存在しない。不法入国の取締りにおいて、C1中央駅へ外部から入場する者に対して身元確認を行うことの合理性の欠如については、既に行政裁判所によって説明されている。さらに、当時C市に存在していたサラフィストの存在も、身元確認を正当化するものではない。連邦警察の「イスラム過激主義による脅威に関連する連邦警察の措置に関する指令第5号」において、連邦警察自身がC中央駅を恒常的な危険対象物として分類していないことは、以前の指令第1号と対照的である。被告が主張するサラフィストの移動活動の増加が肌の色との関連付けを正当化するかどうかについては、被告自身によって明確にされていない。

78. c) よって、裁量権の行使に誤りがあった場合、行政行為が完了した後にこれらの考慮を修正することはもはや不可能である。
79. (参照：ノルトライン＝ヴェストファーレン州高等行政裁判所 (OVG NRW) 2017年12月12日判決 - 5 A 2428/15 -, juris, 第39段落)
80. したがって、原告の肌の色を考慮した裁量誤りに依拠することなく、新たに身元確認を正当化する余地は存在しない。
81. d) 連邦警察法 (BPolG) 第23条第1項第1号に基づく決定の裁量的考慮が違法である場合、行政裁判所が併せて言及した連邦警察法第23条第1項第4号の規定についても同様に適用される。この規定の枠組みにおいても、被告が提示した事実認定に基づけば、肌の色との関連付けは基本法第3条第3項第1文と両立しない。
82. したがって、行政裁判所が想定したように、本件措置が連邦警察法 (BPolG) 第23条第1項第4号に基づくことができたか否かは、重要ではない。同規定で指定された危険箇所における犯罪の一般的な増加だけでは、同規定を適用する根拠として十分とは言えない。この規定は、迷惑行為の有無に関連する要件を不要とするものであり、財産に関連する危険の防止を目的としているためである。したがって、接続要件は、その場所が「危険」であること、すなわち犯罪発生率が高いことではなく、個別の事案において財産自体またはその内部にいる人物が「危険にさらされている」と推定される事実が存在することである。
83. (参照：Pieroth/Schlink/Kniesel, POR, 第9版, 2016年, 第14章, 第32段落以下)
84. e) 最後に、行政裁判所が既に指摘しているように、本件措置は連邦警察法第22条第1a項に基づくものではない。これは、原告が外部から中央駅に入場する際に不法入国の兆候が見られなかったためである。さらに、警察官は疑いのない状況で行動したのではなく、特定の証拠に基づいて疑念が生じたことから、自らの信頼できる陳述に基づいて行動していた。
85. 費用に関する決定は、行政訴訟法 (VwGO) 第154条第1項に基づき、仮執行に関する決定は、同法第167条第1項および民事訴訟法 (ZPO) 第708条第10号第1文、第711条、第709条第2文と併せて行われる。
86. 行政訴訟法第132条第2項に基づく上訴許可の要件は満たされていない。

翻訳：弁護士 井桁大介（下訳は ChatGPT 4 o を利用した。）